

# 富山県土木部建設工事監督要領

## (目的)

第1条 この要領は、富山県土木部が所掌する建設工事（土木部建築工事監督要領を適用する工事を除く）の請負契約の履行の監督に関し、地方自治法、同法施行令、富山県建設工事標準請負契約約款、富山県会計規則及びその他法令、規則に定めのあるものほか必要な事項を定め、もって請負契約の適正な履行を確保することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要領に使用する用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 所長とは、出先機関（富山県行政組織規則第294条の2に定める土木事務所を含む。）の長をいう。
- (2) 設計図書とは、特記仕様書、図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (3) 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- (4) 検査とは、完成検査、出来形検査及び中間検査をいう。
- (5) 段階確認とは、設計図書に示された段階又は監督員が指示した工事施工途中の段階において、監督員が立会い等により、出来形、品質、規格及び数値等を確認することをいう。
- (6) 様式とは、土木部建設工事施行に関する書類の様式集に定める様式をいう。

## (監督員の選任)

第3条 所長は、工事の監督業務を指揮総括するものとする。

- 2 所長は、工事毎に主務1人副主務1人の監督員を選任するものとする。選任にあたっては工事の種類、難易度により現場経験年数等を考慮するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、所長は、工事の規模や技術的条件が簡易な場合は、1人の監督員を選任して監督に当たらせることができる。
- 4 所長は、工事の主要な部分の確認行為等を行う場合は、必要に応じて経験豊富な職員を同行させるものとする

## (監督の技術基準)

第4条 監督員が監督を行うにあたって必要な技術基準は、別に定める共通仕様書、施工管理基準、写真撮影要領、安全施工技術指針、建設工事公衆災害防止対策要綱並びにその他工事に必要な法令及び基準によるものとする。

- 2 監督員は別に定める「施工プロセス」のチェックリストにより監督する。

## (監督業務)

- 第5条 監督員は、工事請負契約の円滑な履行のために文書等により次の業務を行うものとする。
- (1) 契約の履行についての契約の相手方（以下「受注者」という。）に対する必要な指示（様式第52号 工事打合簿）、協議（様式第52号 工事打合簿）及び提出書類の受理
  - (2) 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等の作成及び受注者が作成したこれら図面の承諾
  - (3) 下請負状況の確認
  - (4) 契約図書に基づく工程の管理、工事の実施状況及び工事材料について別に定める段階確認（別紙「監督員段階確認及び検査員検査事項」参照）

- (5) 関連する工事の工程等の調整
- (6) 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該処置及びその他必要な事務処理
- (7) 工程上の特記事項（中間検査及び段階確認箇所等）の施工計画書への明記の指示
- (8) 検査及び工事監察の立会い
- (9) 工事成績の評定
- (10) その他所長から指示された業務及び契約図書に基づく業務等

（監督の報告等）

第6条 監督員は、前条の業務を適正に執行するため、次の事項を所長に文書等で報告するものとする。

- (1) 「施工プロセス」のチェックリストの結果
- (2) 工事施工途中の段階確認の結果（様式第16号 確認報告書）
- (3) 工事施工前及び工事施工中の受注者との協議で特に必要があるもの
- (4) 工事の進捗状況
- (5) 工事内容の変更を伴う確認、指示、承諾及び協議
- (6) 受注者に対して措置請求を認めなければならない事項
- (7) 工事の施工が設計図書に不適合であり、その改善を請求しなければならない事項
- (8) 工事施工中に発生した現場事故（様式第69号 現場事故報告書）
- (9) その他報告の必要を認められる重要な事項

（監督に関する図書）

第7条 監督員は、次の図書（受注者から提出された図書を含む。）を作成整理して監督の経緯を明らかにしておくものとする。

- (1) 指示、承諾及び協議等工事打合簿により受注者と交換した図書
- (2) 工事施工中の検査及び段階確認等の内容を記載した図書
- (3) その他監督に使用した図書

（兼職の禁止）

第8条 監督員は、担当工事の検査員を兼ねることができないものとする。ただし、次の場合に該当するときはこの限りではないものとする。

- (1) 災害、その他異常事態の発生により監督員以外のものをその工事の検査員に命ずることが困難であるとき。
- (2) 維持修繕に関する工事で、工事の施工後、直ちに検査を行わなければ工事の完成等の確認が著しく困難となるとき。

（雑則）

第9条 本庁で建設工事請負契約を履行する場合、所長を事業主管課長と読み替えるものとする。

2 事業主管課長とは、事業を所管する本庁の室課長をいう。

附 則

この要領は、令和3年10月1日より適用する。

第1回			課長	班長	合議	主務	第2回			課長	班長	合議	主務
年	月	日					年	月	日				
第3回			課長	班長	合議	主務	第4回			課長	班長	合議	主務
年	月	日					年	月	日				
第5回			課長	班長	合議	主務	第6回			課長	班長	合議	主務
年	月	日					年	月	日				

## 「施工プロセス」のチェックリスト

工事名	工期	施工業者	所属	監督員名
	当初 年 月 日 から 年 月 日 まで			当初
	変更 年 月 日 まで			変更
「施工プロセス」チェックリストには、共通仕様書、約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に実施されているかを監督員が確認する。				
用語の定義	契約後：当初契約後	変更後：工期内に行う契約変更後	完成時：工事完成時	着手前：工事着手前
	検査時：完成検査	当初：当初施工計画書	変更時：技術者変更時、施工計画書変更時	

考 查 項 目	種 別	確認項目	チェックリスト一覧表	チ エ ツ ク 欄								備 考 (指示事項及び その是正状況 等)
				着手 前	施 工 中				完 成 時			
1 施 工 体 制 一 般	I 施 工 体 制 台 帳	○契約工程表	01・契約締結の7日以内に契約工程表が提出された。  契約後	/	/	/	/	/	/	/	/	
		○請負代金内訳書	01・契約締結の7日以内に法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書が提出された。  契約後	/	/	/	/	/	/	/	/	
		○工事カルテ	02・工事カルテの申請登録は、監督員の確認を受けた上で契約締結後10日以内に行われている。(請負額500万円以上対象工事)  契約後	/	/	/	/	/	/	/	/	
		○建設業退職金共済制度等	06・掛金収納書(発注者用)が契約締結後1ヶ月以内(電子申請方式の場合は40日以内)に提出された。  契約後	/	/	/	/	/	/	/	/	
			07・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。	/	/	/	/	/	/	/	/	
			08・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されている。	/	/	/	/	/	/	/	/	
			09・建設業退職金共済証紙の配布が受け払い簿(電子申請方式の場合は掛金充当書)等により適切に管理されている。	/	/	/	/	/	/	/	/	
		○施工体制台帳	10・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ同一のものを提出した。  当初	/	/	/	/	/	/	/	/	
			11・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書が添付されている。  当初	/	/	/	/	/	/	/	/	
			12・施工体制台帳に、下請との権限及び意見について申出方法等が記載されている。  当初	/	/	/	/	/	/	/	/	
		○施工体系図	13・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。  当初	/	/	/	/	/	/	/	/	
			14・施工体系図に記載のない業者が作業していない。  当初	/	/	/	/	/	/	/	/	
			15・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。  当初	/	/	/	/	/	/	/	/	
			16・元請負人が下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等と共によく指導している。  当初	/	/	/	/	/	/	/	/	
		○建設業許可標識	17・建設業の許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されている。	/	/	/	/	/	/	/	/	
				/	/	/	/	/	/	/	/	
				/	/	/	/	/	/	/	/	
				/	/	/	/	/	/	/	/	

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば口欄に「レ」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項や是正内容を記入する。(令和5年8月15日適用)

考 査 項 目	種 別	確認項目	チ エ ック リ ス ト 一 覧 表	チ エ ック 欄						備 考 (指示事項及び その是正状況 等)
				着 手 前	施 工 中				完 成 時	
1 施 工 体 制	II 配 置 技 術 者 / 現 場 代 理 人	○現場代理人	18・現場代理人は現場に常駐し、工事全体の把握ができる。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□	□		
	○専門技術者	19・現場代理人は監督員との連絡調整を書面で行っている。	/	/	/	/	/	/		
				□	□	□	□	□		
	○作業主任者	20・専門技術者を配置している。	/	/	/	/	/	/		
				□	□	□	□	□		
	○潜水作業従事者	21・作業主任者を選任し、配置している。	/	/	/	/	/	/		
				□	□	□	□	□		
	○海上起重作業船団長	22・潜水作業従事者を適正に配置している。(港湾工事)	/	/	/	/	/	/		
				□	□	□	□	□		
(※1)特例監理技術者を置く場合は、監理技術者補佐についても確認する。	○監理技術者 (特例監理技術者を置く場合は、監理技術者補佐)又は主任技術者の専任制	23・海上起重作業船団長を適正に配置している。(港湾工事)	/	/	/	/	/	/		
				□	□	□	□	□		
	○監理技術者 (特例監理技術者を置く場合は、監理技術者補佐)又は主任技術者の専任制	24・JCIS又はCORINSで資格者証明報を確認した。※JCIS又はCORINSにて確認できない場合は資格者証等の写しにて内容を確認した。	/							
				□						
	○届け出者	25・届に記載された監理技術者(主任技術者)等と施工体制台帳に記載された監理技術者(主任技術者)等が同一であった。(※1)	/							
				□						
	○下請者の把握	26・現場に常駐していた。(専任を要する場合)	/	/	/	/	/	/		
				□	□	□	□	□		
	○施工計画書	27・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に関わっていた。	/	/	/	/	/	/		
				□	□	□	□	□		
	○施工管理 ・工事材料管理	28・施工に先立ち、創意工夫、又は提案をもって工事を進めている。	/	/	/	/	/	/		
				□	□	□	□	□		
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	○設計図書の照査等	31・約款第18条第1項第1号から第5号に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。	/	/	/	/	/		
				□	□	□	□	□		
	○施工計画書	32・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出した。	/	/	/	/	/	/		
				□	□	□	□	□		
	○施工管理 ・工事材料管理	33・契約後30日以内、かつ、施工(変更を含む)に先立ち、提出した。	/							
				□						
	○出来形、品質管理	34・記載内容(作業手順等)と現場施工方法が一致している。	/							
				□						
	○出来形、品質管理 ・イメージアップ	35・記載内容(作業手順等)と現場施工体制が一致している。	/							
				□						
		36・記載内容が、設計図書の内容及び現場条件を反映している。	/							
				□						
		37・工事材料等の使用及び調達計画が十分になされ、管理されている。	/							
				□						
		38・品質確保のための対策が見られる。	/							
				□						
		39・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。	/							
				□						
		40・現場でのイメージアップを積極的に取り組んでいる。	/							
				□						

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば口欄に「レ」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項や是正内容を記入する。(令和5年8月15日適用)

考 査 項 目	種 別	確認項目	チェックリスト一覧表	チ　エ　ツ　ク　欄						備 考 (指示事項及び その是正状況 等)
				着手 前	施　工　中			完成 時		
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	○中間検査及 び段階確認の 調整	41・中間検査及び段階確認の手続きが事前になされている。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
		○工事の着手	42・中間検査、段階確認の時期が適切である。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
		○建設副産物 及び建設廃棄 物	43・契約締結後の30日以内に、施工した。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
		○再生資源利 用計画書の提出	45・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し提示した。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
		○指定建設機 械の確認	46・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
		II 工 程 管 理	47・工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、排ガス対策機械を使用している。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
III 安 全 活 動	○安全活動	○工程管理	48・工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○安全活動	49・現場設計内容の変更への対応が積極的で処理が早く、また、地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○安全活動	50・休日の確保を行っている。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○安全活動	51・災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動した記録が整備されている。（同一現場で複数の業者が作業する場合に設置される）	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○安全活動	52・店舗パトロールを1回／月実施し、記録が整備されている。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○安全活動	53・安全教育・訓練等を4時間／月以上適時、的確に実施した記録が整備されている。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○安全活動	54・安全パトロール、巡視、安全ミーティング(KYK)等を実施し、記録が整備されている。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○安全活動	55・新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○安全活動	56・過積載防止に積極的に取り組んでいる。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○安全活動	57・使用機械（港湾工事の場合は使用船舶）、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○安全活動	58・重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置等がなされている。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○安全活動	59・山留め、仮継ぎ等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○安全活動	60・足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○安全活動	61・工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○安全パトロールの指摘事項の処理	62・各種安全パトロールでの指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告している。	/	/	/	/	/	/	
				□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば口欄に「レ」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項や是正内容を記入する。(令和5年8月15日適用)

考 査 項 目	種 別	確認項目	チェックリスト一覧表	チ　エ　ツ　ク　欄				備 考 (指示事項及び その是正状況 等)
				着手 前	施　工　中			
2 施 工 状 況	IV 対 外 関 係	○関係機関等	63・工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行い、トラブルの発生がない。	/	/	/	/	
			64・工事施工にあたり、地権者等との折衝及び調整を行った。また、地区住民等からの苦情等に対して的確に対応した。	/	/	/	/	
			65・関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。	/	/	/	/	

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば□欄に「レ」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項や是正内容を記入する。(令和5年8月15日適用)

## 監督員段階確認及び検査員検査事項

総括事項	業務項目	段階確認		中間検査
		受注者の責任において行う写真及び報告書等	監督員 確認	
	・施工計画書の内容の確認。		○	
	・施工計画書と現場との対比確認。		○	
	・現場発生品の処理状況の確認。	○	◎	
	・材料の品質確認。（ミルシート等）	○	◎	
	・極めて重要な工事材料の確認又は検査。		□	○
	・不可視部の確認。	□	○	
	・重要な不可視部の確認又は検査。		○	◎
	・指定仮設の確認又は検査。		○	◎
	・丁張、基準となる仮設及び標識等の点検確認。	○		
	・法線及び構造物等の設置位置の確認。	○	◎	

注意事項 :

- 1 本表の構成は、総括事項、一般施工、各施工の順となっている。  
各工種に共通する事項については、総括事項及び一般施工で一括掲載しているので、必ず参照のうえ実施するものとする。
- 2 監督員：確 認 立会いによる確認。  
検査員：中間検査 検査室長、事業主管課長又は所長が命じた検査員による中間検査。
  - : 基本。
  - ◎ : 重要、大規模。
  - : 技術的に軽易。
- 3 段階確認の「受注者の責任において行う写真及び報告書等」が基本であっても、必要に応じて監督員の立会いによる確認を実施するものとする。

## 監督員段階確認及び検査員検査事項

一般施工	業務項目	段階確認		中間検査
		受注者の責任において行う写真及び報告書等	監督員 確認	
作業土工	・床掘りの基準高等の確認。	○	◎	
	・埋戻し材料の品質の確認。	○		
型枠支保工	・型枠支保工の確認。	○		
	・基準高の確認。	○		
	・脱型及び支保工の適期の確認。	○	◎	
鉄筋工	・鉄筋量及び配置組立の確認又は検査。		○	◎
	・ガス圧接状況及び強度の確認。	○		
	・ガス圧接の形状寸法の確認。	○	◎	
コンクリート工	・コンクリート打設状況の確認。	○		
	・暑中・寒中及び水中コンクリート打設状況の確認。	○		
	・施工継目及び養生の確認。	○		
土工	・盛土における腐食土等有機物除去、段ぎり、伐開及び除根等の確認。	○		
	・盛土材料の品質の確認。	○		
	・盛土の敷均し及び転圧状況の確認。	○		
	・切土工での土質変化点の確認。		○	
	・長大法面の安定等の確認。	○	◎	
	・残土処理場（指定）の着手前及び完了後の確認。		○	

## 監督員段階確認及び検査員検査事項

業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 檢 査 員
	受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員	
	確 認		
一般構造物基礎工	・直接基礎の土質及び岩質の確認。	○	◎
	・碎石、栗石基礎の締固め、厚さ、長さ及び基準高の確認。	○	
	・コンクリート基礎における寸法及び基準高の確認。	□	○
	・杭及び矢板材料の確認又は検査。		○ ◎
	・試験打ちの状況等の確認。		○
	・杭及び矢板の打込み状況の確認。	○	
	・杭及び矢板の打込み長さ、偏心及び基準高の確認又は検査。		□ ○
管(函)渠工	・直接基礎のとき土質及び基面清掃状況の確認。	○	
	・埋戻し材料の確認。	○	
	・材料の確認。	○	◎
	・基礎の基準高及び基礎の確認。	○	◎
	・管渠の基準高の確認。	○	◎

## 監督員段階確認及び検査員検査事項

業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 檢 査
	受注者の責任において行う写真及び報告書等	監督員	
		確 認	
下水道 管渠工	・シールドマシンの工場検査。（1回のみ）		○
	・セントル型枠の確認。（1回のみ）		○
	・セグメントの材料確認。		○
	・矢板納入の確認。	○	
	・薬注及び地盤改良材料検収。		○ ◎
	・裏込注入状況の確認。	○	
	・2次覆工前の清掃状況の確認。	○	
	・2次覆工の巻厚の確認。	○	
	・空状工鉄筋の確認。	○	
	・場所打マンホールの出来高確認。（全箇所）		○
	・管伏設後、砂巻立状況の確認。	○	
	・1次覆工の形状寸法及び出来形の検査。		○
	・2次覆工の形状寸法及び出来形の検査。		○
	・推進工の形状寸法及び出来形の検査。		○
	・管布設の形状寸法及び出来形の確認又は検査。		○ ◎
	・材料検査（管） 平成4年度より下水協会自主施工管理により検査一部省略可。協会がかわって検査を行う。		
石積 (張) ブロック 積 (張)	・積(張)石及びブロック材の品質の確認。	○	◎
	・裏込厚及び水抜工の確認。	○	

## 監督員段階確認及び検査員検査事項

	業務項目	段階確認		中間検査 検査員
		受注者の責任において行う写真及び報告書等	監督員	
			確認	
擁壁	・枠工等の間詰材の品質の確認。	○		
	・裏込厚及び水抜工の確認。	○		
法覆工	・筋芝及び張芝材料の確認。	○		
	・法面仕上げ及び清掃の確認。	○		
	・間詰材の品質の確認。	○		
種子、緑化吹付工	・地質状況の確認。	○	◎	
	・法面仕上げ及び清掃の確認。	○		
	・ラス張材料の確認。	○		
	・ラス張等設置状況の確認。		○	
	・散水養生の確認。	○		
セメント等吹付け工	・地質状況の確認。	○	◎	
	・法面仕上げ及び清掃の確認。	○		
	・モルタル等配合及び強度の確認。	○		
	・ラス張材料の確認。	○		
	・ラス張等の設置状況の確認。		○	
アンカーワーク	・削孔深さの確認。		○	
	・配置誤差の確認。		○	
	・せん孔方向の確認。		○	
	・確認試験、適性試験の実施 ※全本数の2%、ただし2本以上。			○
鉄筋插入工	・削孔深さの確認。		○	
	・配置誤差の確認。		○	
	・せん孔方向の確認。		○	
	・適合性試験の実施 ※全孔		○	
	・受け入れ試験の実施 ※全本数の3%、ただし3本以上。			○

## 監督員段階確認及び検査員検査事項

	業務項目	段階確認		中間検査
		受注者の責任において行う写真及び報告書等	監督員	
			確認	
鉄線蛇籠 フトン籠工	・床拵えの確認。	○		
	・基準高の確認。	○		
	・蛇籠及びフトン籠の品質の確認。	○		
路体 路床	・盛土材、敷均し及び転圧等の確認。	○		
	・路床材料及び転圧等の確認。	○		
	・基準高の確認。	○	◎	
	・C B R等の確認。	○		
下層路盤	・路盤材料の確認。	○		
	・敷均し及び締固め状況の確認。	○		
上層路盤	・基準高、仕上がり厚及び幅等の確認又は検査。		○	◎
	・締固め度の確認。	○		
アスファルト 基層 表層	・路盤面清掃等の確認。	○		
	・タックコート、プライムコート及び舗設状況の確認。	○		
	・切削補修の切削厚の確認。	○	◎	
	・基層の基準高、仕上り厚及び幅等の確認。		○	
	・コアーの厚さの確認。（供用中の場合）		○	
橋梁下部 工	・基準高の確認。		○	
	・基礎地盤の確認又は検査。		○	◎
	・井筒及びケーソン等の検査。			○
	・支間、径間及び沓位置等の確認又は検査。		○	◎

## 監督員段階確認及び検査員検査事項

	業務項目	段階確認		中間検査
		受注者の責任において行う写真及び報告書等	監督員	
		確認	検査員	
橋梁上部工一般	・脊及び伸縮装置の据付確認。		○	
	・高欄の据付確認。	○	◎	
PC橋 (PCスノーケル・キャブ・バリアーを含む)	・PCケーブルの配置組立等の確認又は検査。		○	◎
	・グラウト材料の配合及び強度の確認。	○		
	・グラウト前後の状況確認。	○		
	・運搬、仮置及び架設状況の確認。	○		
	・緊張状況の確認。	□	○	
	・プレキャスト桁 (JIS桁) の工場検査。		□	○
鋼橋(鋼製スノーケル・シェッドを含む)	・原寸及び鋼材の品質形状の確認又は検査。		○	◎
	・溶接及び仮組立ての確認又は検査。		○	◎
	・高力ボルト等の締付けの確認。		○	
	・運搬、仮置及び架設状況の確認。	○		
その他の橋梁	・重要性に応じてその都度分担を決める。			
塗装新設	・工場での前処理状況の確認。	○		
	・工場塗装膜厚の確認。	○	◎	
	・現場塗装の確認。(中塗り)		○	
	・工場及び現場塗装の充缶及び空き缶の確認。	○		
塗装塗替	・ケレンの確認又は検査。		○	◎
	・下塗厚及び中塗厚の確認。		○	
	・充缶及び空き缶の確認。	○		

## 監督員段階確認及び検査員検査事項

業務項目	段階確認		中間検査 検査員
	受注者の責任において行う写真及び報告書等	監督員	
	確認		
トンネル(NATM)	・吹付コンクリートの配合及び強度の確認。		○
	・移動式型枠の仮組立検査。（工場検査）		○
	・地質急変時の地質確認検査。（支保パターンの変更を伴う場合及び補助工法が必要な場合）		○
	・吹付コンクリート打設前の鋼支保工の確認。	○	◎
	・吹付コンクリートの出来形の確認。	○	◎
	・ロックボルトの確認。	○	◎
	・計測A及び計測Bによるトンネル安全性の確認。（覆工コンクリート打設前に行うこと）	○	◎
	・鋼支保工、吹付コンクリート、ロックボルト等の支保工完了の検査。		○
	・防水工の確認。	○	◎
	・覆工コンクリートの打設前の確認。（移動式型枠設置時の確認）		○
	・インバートコンクリート打設前の確認。	○	◎
その他のトンネル	・NATMトンネルを参考として重要性に応じてその都度分担を決める。		
ボーリング及び井戸（調査ボーリングを除く）	・掘進状況及び地質の確認。		○
	・ボーリング及び井戸の深さの検尺。		○
	・揚水試験の確認。		○
	・ベントナイト最終処理状況等の確認。	○	

## 監督員段階確認及び検査員検査事項

	業務項目	段階確認		中間検査
		受注者の責任において行う写真及び報告書等	監督員	
			確認	
築堤	・湧水力所の措置状況の確認。		○	
水制 床止 根固工	・仕拵の確認。	○		
	・寸法及び据付基準高の確認又は検査。		○	◎
樋門 樋管 水門	・樋門、樋管、水門の材料確認又は検査。		○	◎
	・寸法、据付基準高の検査。		○	◎
砂防	・地質状況及びダム基礎地盤の確認。		○	
	・基礎地盤の仕上げ、清掃の確認。		○	
	・ハイダムの基礎地盤の検査。 (H≥15m)			○
	・堤体打継目の確認。	○		
地すべり 工	・地質状況の確認。	○	◎	
	・集水井の掘削及び地質状況の確認。	○		
	・集水井の基準高の確認。		○	
	・ボーリングの検尺。		○	
急傾斜工	・切取り面の状況の確認。		○	
	・湧水処理の確認。		○	

## 監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 檢 査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員	
			確 認	
海岸工事 基礎工	・材料確認。（帆布、捨石等）		○	
	・床掘の確認。	○	◎	
	・帆布布設完了、捨石均し完了後、数断面について断面の全容が分かる水中写真を撮影。	○		
	・捨石均し（荒均し、本均し）の確認又は検査。		○	◎
離岸堤 人工リー フ等	・異形ブロック、方塊等の製作完了確認又は検査。		□	○
	・帆布布設完了、捨石均し完了後、数断面について断面の全容が分かる水中写真を撮影。	○		
堤防 護岸	・コンクリート基礎の確認。		○	
	・防砂板設置の確認。	□	○	
	・裏込工（法、密度）の確認。	○		
	・基礎碎石、捨コンクリートの確認。	○		
	・異形ブロック製作完了確認又は検査。		□	○

## 工事打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者監督員名 <input type="checkbox"/> 受注者会社名 現場代理人名	発議 年月日	年月日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示：下記事項について指示します。 <input type="checkbox"/> 協議：下記事項について協議します。 <input type="checkbox"/> 承諾：下記事項について承諾します。 <input type="checkbox"/> その他：( )		
工事名			
場所			
工種名	内 容		

(留意事項)

- ・添付図等がある場合は、内容欄下に記載する。
- ・発議事項のその他については、工事の施工について立会いを必要とする場合や、届出、報告、通知、提出を行う場合とする。

年 月 日

富山県知事

殿

所 属

監督員

印

## 確認報告書（第一回）

下記工事について、別添資料のとおり確認したので報告します。

工事番号			
工事名			
工事場所	地 内		
設計金額 (請負対象額)		請代金額	円
工 期	から まで		
受注者			
立会者	監督側	受注側	
確認年月日			
確 認 内 訳			

様式第69号

## 現場事故報告書

年月日

富山県知事

殿

受注者住所  
氏名

### 現場事故の報告について

この度、下記の現場で事故が発生しましたので報告します。

#### 記

1 工事名 工事

市 町

2 工事場所 地内  
郡 村

#### 3 事故概要

(1)発生日時 年 月 日( )  
午前後 時 分ごろ

市 町

(2)発生場所 地内  
郡 村

(3)被災者 男・女(歳)  
工事関係者の場合 元請・下請

#### (4)事故発生状況及び発生原因等

①どのような場所で、②どのような作業をしているときに、③どのような物又は環境で、  
④どのような不完全な状態があって、⑤どのようにして事故が発生し、⑥どの程度のケガ又  
は被害であるかを記入すること。

※関連資料として平面図等を添付すること。

※関連資料を除き2枚以内に簡潔にまとめること。(より詳細に報告する必要がある場合は、別様と  
すること。)